

安全教育の展開（1）

— 安全教育の要請とその根拠 —

本 間 幸 雄

（1）問題の背景

1948年、ルネ・サンドは、「現代の生活は実に多くの点で自然に反し、人間に反している。科学に、産業に、商業に、事務に、人間的なものを再建することこそ大切である。これらを人間化し、社会生活を人間の尺度にあわせて建てることこそ大切である。」

と、すでに今から24年前に、今日の自然破壊、環境破壊の時代がくることを予測し忠告の言葉をのべていた。

しかし科学の加速度的発展は、この言葉にもかかわらず総てのものに対して人間優位の思想を生み、産業や、工業における生産性向上と結びつき、一方では環境汚染という、人間の生態学的危機をももたらし、又、他方では、生活手段や生活形態などの変化によって個人生活のみならず社会生活全体にわたって、事故、災害の発生の危険を増大させるに至った。

New york, UN. の安全教育センター主事の Herbert, J, Stackは「安全教育」の説明に関して、

「Safety Education はアメリカの学校のカリキュラムとしては比較的新しい分野に属するものである。安全教育が学校カリキュラムの中にとりいれられるようになった理由には、さまざまな事情がみられるが、それらの中で最も重要なことは、人間の利益となるように、そして人間の福祉を願って、多くの考案や発明が行なわれてきたのであるが、実にそのような意図によって実現されてきた考案や発明そのものの中に、人間に対する危険が潜在していること、そしてそのような潜在的危険の安全防止のために、

必要とされる技術の完成が遅れているという事実なのである。

例えば、急速に発達しつつあるさまざまな形態と機能をもつ高速交通機関、生産性を高めるために考案された複雑な機械施設性能の高い電気器具や電気的設備などは、人間の開拓したすぐれた文明であるが、それらを利用することには、生命にかかわるような事故や災害の発生という潜在的可能性が含まれている。

しかもこのような潜在的危険をもっている文明が生活手段として家庭にとりいれられてきていること、そしてそのような発明や考案がますます多く、しかもきわめて短期間に家庭生活の中にとり入れられたために、そのような新しい文明に対する適応が、不完全で、生活の不安定を招いている。

このような状況の中で新しい生活手段を完全に統制して、それらのもつ潜在的危険の発生を未然に防止することは、人間にとっての重要な課題となっている。」

と述べているように、現代文明や物理的環境の中には非常に多くの危険が内在し、人間は生死の接点に立っているといっても過言ではないであろう。このような現代社会を背景して人間にとって安全な環境とはどんな環境であるのであろうか。

もちろん現実にそれを見い出すことは不可能であるが、アメリカにおける「子供と青年の安全憲章」がその安全な環境についての精神を次のように述べている。

(家庭)

1. すべての子供にとって安全な住居とは、
 - (イ) 安全に生活し、勉強し、遊ぶ自由を保証してくれる家庭。
 - (ロ) 自然の危険が、前向に減少していくように環境をつくってくれる家庭。
 - (ハ) 自分自身と、他人を守る自信と能力を伸ばすための、継続的な指導計画を持っている家庭。
2. すべての子どもと青年が必要とするもの、

- ① 安全な生活ができるように作られ、整備され、維持されている家庭。
- ② 各人を受け入れるような雰囲気のある家庭、すなわち、安全生活のための望ましい態度や習慣を伸ばしていく上で必要な、精神的、情緒的健康を増進するところの、同情心、理解、愛情のある家庭。
- ③ 親と子供が同様に、すべての状況における安全行動に対して、個人的責任を引受けている家庭。
- ④ 家庭がいつも、安全生活を実行している家庭。

(学 校)

1. すべての子供にとって、現在の状況下で子供を事故から安全に保護する教育とは。
 - (イ) 刻々と変化していく諸要求を、認識する学校。
 - (ロ) 前向に自然の危険を減少させていく学校。
 - (ハ) 授業や、模範の表示や、実際の生徒参加活動を通じて、安全生活の教育をしている学校。
2. すべての子供と青年が必要とするもの
 - ① 安全な環境をつくり、維持している学校すなわち、校舎、運動場、諸設備、生活必需品、機械、暖房、照明などの環境が整備されている学校。
 - ② 国、公立をとわず、安全生活のための教育を絶えず研究している学校。
 - ③ 安全生活の授業を計画し、評価する上の一つの要素として、1日、24時間の事故報告書を提出することを採用している学校。
 - ④ 相談、監督、命令が、自分や他人の安全に対する義務とよく調和しており、正しい知識、技術、態度、習慣を適度に強調している学校。
 - ⑤ すべての活動を通じて、生徒が現在および将来の安全生活に適應できる能力を伸ばす機会を与えている学校。
 - ⑥ 安全生活のために決められた規則を計画し、励行する上で、子供や大人の参加を認めている学校。
 - ⑦ 他人によって与えられる、制約的で命令的な方法に代って、若い人

々のための教育的経験を強調し、個人的責任感を強調するような理念に立っている学校。

⑧ より一層安全にするため、地域社会との接触を密にしている学校。
(社 会)

1. すべての子供にとって、子供の必要とするものを認め、その要求を満す計画をたて、子供を自然の危険から守る社会、すなわち、子供に遊んだり、運動したりするための安全で、健全な場所を提供する社会。
個人或いは、協同の努力を通じて、すべての機関や組織が、若い人の安全を伸ばす環境整備計画を、発展させている社会。
2. すべての子供と青年の必要とするもの、
 - ① 市民の安全に対する、備えのある社会。
 - ② 都市、農村をとわず、街路やハイウェイで、或いは、仕事でも、遊んでいる時も、家にいる時も、その安全生活を準備し、助成していく社会。
 - ③ 学校、教会、運動場、その他若い人が行く場所の、往復の安全な通路を考慮している社会。
 - ④ 交通、輸送、建築、火災に対する十分な安全規則を定め、施行している社会。
 - ⑤ 若者のグループ活動に対して、適切なリーダーシップをとり、監督する任務を引受けている社会。
 - ⑥ 子供と青年が、望ましい社会適応をするのを援助するために、大人の指導、監督の下で、安全で理にかなったレクリエーション計画が、子供と青年のためにつくられる社会。

と家庭、学校、社会の安全な望ましい状態を示している。

しかし現実の社会は前述した様に決して適切な環境とはいえないことは事故災害の発生件数からみても明らかである。

一例を戦後の我が国の交通災害をみても、自動車の保有台数の増加に伴って自動車事故による死亡者数も、年々増加している。又家庭や事業所等における事故、産業災害も、エネルギーの変化、電化製品の普及によ

り、或いは生産機械の進歩により年々増加していることがわかる。(表1~5
まで参照)

学校管理下においても、充分なる指導管理がなされているにもかかわらず、児童生徒の事故災害が増加していることの実態も大きな社会問題として、その解決が国家的規模でたてられなければならないといえるであろう。
(表6参照)

これらを参考までに統計的数字で表わすと、

〔表 1〕 自動車保有台数の推移

年	台 数	指 数	増加率	運 転 免 許 者 数	指 数
昭和 36年	4,007,934	100	%	11,939,000	100
37	4,748,331	119	18.5	13,920,000	117
38	5,722,037	143	20.5	16,212,000	136
39	6,775,971	169	18.4	18,990,000	159
40	7,897,499	197	16.6	20,023,000	168
41	9,339,191	233	18.3	22,856,547	191
42	11,275,865	281	20.7	24,697,215	207
43	13,594,859	339	20.6	26,343,152	220
44	16,167,272	403	18.9	24,782,107	208
45	18,586,503	464	15.0	26,449,229	220
46	20,859,583	520	12.2	28,003,670	235

運輸省資料による各年度末数値

(注) 昭和46年までの46年間に、8,696,872人という交通事故死者を記録しているが、これは道路延長186,623Kmに対し、自動車保有台数が20,859,583台という、欧米に比較出来ない著しい台数の増加が交通事故増加という結果を生み出していると見ることができる。ちなみに、免許所持者は、国民2.7人に1人の割合である。
(昭和48年5月現在)

〔表 2〕 自動車保有台数死亡状況の国際比較

年 国名	保有台数*	死亡者数△	道路状況○
	1968年 1台当り人口 2.8人	1967年 人口10万当り 死亡率 28.2	1968年 千km
オースト ラリア	4,366.5台 1台当り人口 2.8人	3,335人 人口10万当り 死亡率 28.2	千km
カナダ	7,746.8 2.7	5,522 27.0	
西ドイツ	12,221.7 4.9	16,951 28.3	408
フランス	14,048.1 3.6	13,513 27.1	1263
イタリア	8,967.5 5.9	11,473 21.4	287
オランダ	2,245.0 5.7	2,816 22.2	
イギリス	12,979.0 4.3	8,179 14.9	320
アメリカ	99,563.4 2.0	52,924 26.7	5,929

* 国連世界統計年鑑による

△ Demographic Yearbook による

○ I R F 統計資料

〔表 3〕 交通事故死亡傷者の推移

年	死 者			負 傷 者		
	人 数	指 数	対前年 増減率 %	人 数	指 数	対前年 増減率 %
36	12,865	100	6.7	308,697	100	6.8
37	11,445	89	* 11.0	313,813	102	1.7
38	12,301	96	7.5	359,089	116	14.4
39	13,318	104	8.3	401,117	130	11.7
40	12,484	97	* 6.3	425,666	138	6.1
41	13,904	108	11.4	517,775	168	21.6
42	13,618	106	* 2.1	655,377	212	26.6
43	14,256	111	4.7	828,071	268	26.4
44	16,257	126	14.0	967,000	313	16.8
45	16,765	130	3.1	981,096	318	1.5
46	16,278	127	* 2.9	949,689	308	* 3.2

* は減, 警察庁資料による

交通事故による死傷者数は逐年増加しているし、事故後24時間以上経過後の死亡者数を加えると、これを大巾に越えると考えられる、とにかく1日約50人の死者、2700人の負傷者という数は、自動車保有台数の伸びと明らかに相関を示しているが、負傷内容(種類)の変化も、自動車のスピードアップの構造等とも、関係を示していると考えられる。

〔表 4〕 地域別発生傾向

年 別	41年		42年		43年		44年		45年		46年		
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
* 7大都府県	死者	4,472	32.1	4,239	31.0	4,340	30.4	4,986	30.7	4,974	29.7	4,494	27.6
	傷者	245,798	47.5	310,988	47.5	381,668	46.1	418,241	43.3	400,074	40.8	372,752	39.2
その他	死者	9,432	67.9	9,379	69.0	9,916	69.6	11,271	69.3	11,791	70.3	11,784	72.4
の地域	傷者	271,977	52.5	344,389	52.5	446,403	53.9	548,759	56.7	581,022	59.2	576,937	60.8

警察庁資料による

* 東京, 神奈川, 愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 福岡の7大府県

注目すべきことは、大都市では横ばいなのに対し地域での死者、負傷者が著るしく増加していることであり、モータリゼーションの波及が地方へ及び、むしろ交通安全の重要性が地方において展開される必要のあることをかたっている。

〔表 5〕 歩行者の被害数

区分		年別					
		41年	42年	43年	44年	45年	46年
死者	実数	4,848人	4,772	5,149	5,950	5,939	5,761
	構成比	34.9%	35.0	36.4	36.6	35.4	35.4
負傷者	実数	135,524人	147,754	165,744	178,563	173,076	167,723
	構成比	26.2%	22.5	20.0	18.5	17.6	17.7

警察庁資料による

歩行中における被害事故は、老人と子供に多く、全体の約6割を占め人口10万人当り死者平均5.5人に対し、幼児は、14.6人、老人は、28.2人と多く注目しなければならず、交通安全に関する管理の問題がここにあると考えられる、以上の概要から考えられる二、三の問題点をあげてみると、

- ① 交通安全施設、規制の強化された都市においては減少していること。
- ② 一方、産業の発達、企業の進出、観光開発等の地方において増加していること（ドーナツ化現象を示す）
- ③ しかし年間約100万人の死者、負傷者を出していることは交通安全の重要性を物語っている事実である。

学校管理下における災害の状況

〔表 6〕 負傷疾病発生件数

区分	41年		42年		43年		44年		45年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
合計	501,146	2.46	525,906	2.61	552,142	2.78	551,784	2.80	564,298	2.86
小学校	190,577	2.04	207,491	2.25	220,681	2.41	223,385	2.43	232,979	2.50
中学校	178,045	3.34	182,264	3.59	191,402	3.93	188,422	4.01	189,459	4.15
高等学校	116,079	2.82	117,157	2.91	116,565	3.02	113,273	3.05	113,041	3.08
幼稚園	8,313	0.93	9,657	0.99	11,136	1.08	12,693	1.14	13,558	1.13
保育所	8,132	1.09	9,337	1.12	10,837	1.22	11,862	1.29	13,053	1.35

* 学校安全会から医療費の給付を受けた件数

(給付を受けない、軽い災害も含めると相当数に達すると考えられる)

% は児童生徒100人当りの発生率を示す。

高等学校を除きいずれも発生件数は増加の一途を示しているが特に中学校における安全教育の重要性はこの数値からもうかがえる。

であり、このように現代の社会生活の特徴による生命への危険に対して、人間が人間自身の基本的欲求や社会全体における生命と文明との調和、或いは人間の損失、経済的資質の損失の問題解決として、単に学校教育において行なわれるだけでなく、家庭において職場において地域社会においても生涯教育として社会生活における安全の確保、事故の防止のために要請されるものである。

同時に特に学校教育においてその目的である「人間形成」という課題をみても、又健康教育の目的を考えても生命の尊厳性を基本理念とし、生命保存の法則を身につけさせ、自分で自己の生命保存を図り或いは、他人の生命保存を図る社会人を育成することであるだろう。

ここに安全教育の重要性を見い出すことが出来る。

この様な背景から学校における安全教育を保健教育との関連を通して取り上げてみたい。

I 安全教育の要請

(1) 安全教育の系譜

「学校安全」という用語が使用され安全教育が学校教育課程のなかに位置づけられるようになったのは、昭和30年以降といつてよい。

この背景となった問題点は、学校教育内の要望ではなく、実に教育外の一般社会からの要請、一つには、昭和29年に産業安全領域から「学校において安全の学習を拡充せよ。」という声や、昭和27年の「松島事件」(修学旅行時における集団赤痢の発生)昭和29年の「相模湖事件」(遠足溺死22名)昭和30年「紫雲丸事件」(修学旅行、溺死99名)又(三重県水難事故溺死36名)(岩手県バス転落事故死亡8名)等の一連の児童生徒の学校管理下における事故災害の発生、更には、交通事故の増加による児童生徒の死亡者数の増加という交通安全関係からの強い要請によって、とみることが出来る。

一方事故災害を含めた死因順位は次の表をみてもわかるように1才～34才までの年令層の第一位が不慮の事故であり、最近の交通事故による被害者の年令層にも幼児、老人が多くなっていることでもいかに保護を必要とする年令層に安全教育が重要であるかを物語っているが

〔表7〕 死 因 順 位

年 令	第 一 位	第 二 位	第 三 位	第 四 位
0	先天性弱質	肺炎, 気管支	出生時の損傷	先 天 奇 型
1～4	不慮の事故	肺炎, 気管支	先 天 奇 型	が ん
5～9	不慮の事故	が ん	先 天 奇 型	肺炎, 気管支
10～14	不慮の事故	が ん	中枢神経非炎 性病	肺炎, 気管支
15～19	不慮の事故	自 殺	が ん	腎 炎 ネフローゼ
20～24	不慮の事故	自 殺	が ん	心 疾 患
25～29	不慮の事故	自 殺	が ん	心 臓 疾 患
30～34	不慮の事故	が ん	自 殺	心 疾 患

(昭和44年) 厚生省「人口動態統計」による。

わけても全体の割合に占める不慮の事故は約23%～45%に達している点である。このように事故災害の発生増加は、当然学校教育に対しても、児童生徒の生命の確保という点から要請されるものであろう。このような意味における安全教育は明確な教育課程の位置づけはなかったけれども、今日の安全教育の内容からみれば、教科を通して安全に関する指導は古くから行なわれていたと考えることができる。これを教育に関する法令等から発展的に安全に関する指導がどのように展開されていたか要約してみると、

① 明 治 時 代

明治5年の「学制」第27章の定める小学校教科に「養生法講義」があり、更に「小学教則」「小学教則概表」には「養生口授」があった。明治6年「学制」の追加で第211章に「小学ニ入ルノ男女ハ種痘或ハ天然痘ヲ為シタルモノニ非レハ之ヲ許サス」と規定しており早くから学校衛生及び伝染病に対する安全上の配慮を取上げていたことがわかる。

明治12年の「教育令」では、物理、生理、博物が加えられ衛生は姿を消すが「教学大旨」が政府に示され「自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシ人々誠実品行ヲ尚トヒ……」というように傷害疾病の防止、事故防止を内容とする格言故事が修身においてとりあげられたことは注目すべきである。

又「教育令」第44条では「凡児童ハ種痘，或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非レハ入学スルコトヲ得ス」

第45条では「伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス」と規定された。

明治14年の文部省達「小学校教員心得制定ノ事」には、体操だけではなく校舎を清潔にし光線温度の適宜、大気の換気に注意し生徒の健康を害すものを予防するよう定められていることも注目しなければならない。明治23年の「小学校令改正」に伴ない明治24年の「小学校教則大綱」では、衛生は、理科で「人身の生理及び衛生の大要を授けるもの」となったが安全に関しては「修身」の文部省検定の教科書や教師用書において煙火をもてあそぶこと、路上遊戯の事、出入禁止場所等の子供に注意を促すものが教材として掲げていることを見出すことが出来る。

又「小学校設備準則」には、学校環境衛生に関し、校地は日当りよく開豁乾爽なること、危険なる場所衛生上有害な蒸気の生ずる場所に近接してはならない事、校舎は平家を原則とし二階建の場合は幼年者は階下に置くこと、便所の位置は校舎の外とすること、机、腰掛は衛生上害のない構造とすること校舎の床、階段出入口、廊下、屋根、井戸などの構造などの規定を定めている。

これは明治32年に改正され、教室の巾、長さ、天井の高さ、牀の風抜き位置、採光窓の有効面積や位置、窓の位置壁の色又廊下の構造や巾、階段の数や巾、蹴上げと踏み面の寸法、手すり踊り場の構造、机、腰掛の標準寸法を定めるなど詳細になり施設設備についての学校衛生と災害防止に関する管理、基準が定められた。

明治27年の訓令「小学校ニ於ケル体育衛生、には、子供の学校での喫煙

は禁止せよという項目等もみられる。

明治29年には文部省に学校衛生顧問と学校衛生主事がおかれるようになり明治30年には「学校清潔法」「学生生徒身体検査規程」31年「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」「学校医ノ資格職務ニ関スル規定」が出され33年「学校生徒ノ喫煙禁止方」42年「学校生徒飲酒ノ取締ノ件」の訓令も出された又、大臣官房に後36年文書課に吸収されたが学校衛生課が設置される等順次学校衛生は充実していく。

明治35年には近時発生する校舎の破損倒壊に対して「学校寄宿舎建築並ニ非常変災ニ対スル設備上注意方」を40年には「学校ニ於ケル火災予防及生徒避難ノ方法等ニ関スル注意事項」を通牒し設備、消防避難、予防注意等の管理指導の徹底を図っている。

② 大正時代

大正6年にはいと臨時教育会議が設置され、第一次大戦の示唆に基づき身体の健全な発達を図り国民体力の強盛が国力に繋がるとする考え方から体育の方法に目がむけられるようになった。そのような機運のなかで15年の訓令「体育運動ノ振興ニ関スル件」が出されたがその中には運動場所、用具救急設備などに注意し、運動障害の予防に関することが含まれていた。

それより前大正13年には「学校衛生技師」の設置や「学校伝染病予防規程」が出された。

③ 昭和時代

昭和4年「学校看護婦ニ関スル件」の訓令が出されその中に学校職員学校医を補助すべく学校看護婦の職務として、疾病の予防診察の介補、児童の保護などの健康に関するものと、消毒、救急処置等の安全に関する職務が定められている。昭和6年には、「学校歯科医及幼稚園歯科医令」が出されたが、昭和9年の京阪神の台風により、児童生徒が遭難するという惨事があり児童生徒の安全を確保するため「非常災害ニ対スル教養ニ関スル件」続いて「学校建築物ノ営繕並ニ保全ニ関スル件」の訓令が出されその基準が示された。

「非常災害ノ件」では

(1) 平素の指導について

- (イ) 職員は機宜の処置を誤らないような修養をする。
- (ロ) 児童生徒は、冷静に教師の命を奉じ、秩序を守り敏速に行動するような修養を行う。
- (ハ) 災害に関する知識を養う。

(2) 学校設備について

- (イ) 災害に関する器具機械を設備する。
- (ロ) 昇降口、階段非常口等を整備し、特に非常口が識別できるよう盲者などはその個所に習熟させる。
- (ハ) 消防具、避難用具、救出用具を備える。
- (ニ) 救急手当の薬品材料を備える。
- (ホ) 出火の恐れのないよう薬品、燧炬、火鉢などに対する処置をとる。

(3) 平素学校として留意すべきことについて

- (イ) 非常災害を考慮した教育配置をする。
- (ロ) 避難所を二カ所以上予定しておく。
- (ハ) 非常用設備や非常口の錠やかぎの点検を常時行なう。
- (ニ) 非常警報の方法を一定にしておく。
- (ホ) 非常災害に関する施設、設備などの心得を職員生徒、児童に熟知させる。

(4) 平素職員として心得べきことについて

- (イ) 御真影(天皇、皇后の写真)勅語謄本の奉遷はじめ、生徒児童の保護に当ることが第一である。

(5) 実地練習について

- (イ) 災害防止及び避難に関する演習を定時に実施する。
その際災害の種類に応ずる避難方法、教師生徒児童の態度行動、落伍者の検索負傷者の処置などに特に留意する。

等の管理的事項が、具体的詳細にかかっている。

「学校建物ノ營繕並ニ保全ニ関スル件」は、学校建築に関する注意要綱

とみることができるがその中には、

(1) 一般に関する注意

- (イ) 学校建築物の営繕保全に関しては校長が常に注意すること。
- (ロ) 既設建築物の安全点検と補強を励行すること。
- (ハ) 講堂，雨天体操場，生徒控所などは特に構造を堅牢にして避難所に充てる。

(2) 新築の場合の注意

- (イ) 敷地は崖地川岸を避けること。
- (ロ) 土地は岩，砂利交り粘土層，硬き粘土層砂利層を選び，止むを得ず水分の多い砂地，泥地，埋立地等を選ぶときは校舎の構造を強固にすること。
- (ハ) 校舎の階数は木造は二階，鉄筋でも三階が限度で教室などは戸外に通ずる出入口少くも二カ所設け，校舎の一階には，空地に通ずる出入口を設ける。
- (ニ) 構造は市街地建築物法関係法令によるが木造の場合は，16の注意事項(略)による。

(3) 既設木造校舎に対する注意

- (イ) 校舎の検査，補強について

等詳細にわたって，学校建築物に対する注意がかかっている。

昭和11年「体操科教授要目」が改正されるが，国民体力の向上が重視され12年「学校身体検査規程」に坐高測定，歯の検査が加えられ，14年には「体力章検定」を行なうようになり，戦時体制の強化に伴ない学徒の保健衛生と体位向上の気運が強まってくることを背景として近視予防，う歯予防の施策や衛生に関する知識技能を養う衛生教育の徹底，教員結核防止のための教員保養所の設置，「学校職員身体検査規程」などの制定が行なわれた。

やがて，昭和16年「国民学校令」が勅令として「国民学校令施行規則」が省令として出されるにおよんで第二次大戦のもとで国力発展，国防のため強い体力，盛んな精神力の必要が自覚されるようになり「体錬科」(体操

と武道による教科)と改められた。体錬科体操は其中で衛生を課し運動及び衛生の必要を理解させ、進んでこれを実行する習慣を養うこととされるが特に注目すべきは学校衛生に関する職員として養護訓導が置かれ児童、生徒の健康増進及び養護に一層の充実強化を凶ったことである。

しかし又、動労働員空襲に対する児童生徒の生命、身体の防護という点から、13年、「集団勤労作業運動実施ニ関スル件」16年「学校報国団体制確立方」17年「学校防空ノ強化徹底ニ関スル件」18年「学校防空指針」「学徒戦時動員体制確立要綱」「教育ニ関スル戦時非常措置方針」などが一連として出され時代とは言え当時の一面をのぞかせるものであった。

「学校防空ノ件」は防空教育と防空訓練によって行動することによって

- (イ) 空襲、火災から免れることが出来るようにすること。
- (ロ) 待避伏臥が反射的に行なえること。
- (ハ) 登下校中、在校中の空襲に際しての退避分散。
- (ニ) 適確迅速に多人数を退避さすこと。

等について、「学校防空指針」では学校防空は、児童生徒の保護であるとし

- (イ) 報国隊は救護避難者の保護をすること。
- (ロ) 鉄かぶと、防毒面、防毒服、救急箱、担架、副木材料の準備。
- (ハ) 警戒警報の際の授業中止。
- (ニ) 空襲警報の際の待避。

等が定められている。

更に戦局の悪化は学徒の健康、安全をまもるため、一層の措置を強化する必要性を持ち、

19年の「学徒動労働員実施要領ニ関スル件」は学徒の体力、健康のため疾病の予防事故防止のため安全教育を徹底し災害防止に努めることを要求している。

又、学徒動員ニ伴フ事故防止並ビニ報告ニ関スル件」「動労働員学徒ノ健康管理ニ関スル件」「工場事業場ニ於ケル事故防止ノ指導ニ関スル件」等が出されるに致った。同時に動員学徒の傷病災害に対する援護救済として「工場事業場等学徒動労働員受入側措置要綱」が出されるようになった。

更に、学童を保護し、空襲の被害を少なくするという防空上の理由から19年「学童疎開促進要綱」を出し学徒の安全を図った。

昭和20年8月わが国の降伏によって終戦となり、昭和21年第一次教育使節団の来日等、民主教育へと教育改革の方向を示していく。使節団の報告書によると、健康は多くの個人道徳と社会道徳の出発点であり体育保健教育の中に生理、衛生をとり入れる必要のあること、学校検診の規準と方法を定め連続的検診計画を立てること、学校の保健教育は、個人及び家庭の保健実行の上に更に細菌学、生理学、公衆衛生処置の基本と実行上の要旨を加えること、栄養の問題の教示と指導をしなければならないこと、学校に保健教育委員会を設置することなどを示唆している。

やがてこれらの趣旨を取入れて、昭和22年「教育基本法」「学校教育法」「学校教育法施行規則」等が公布され新しい民主的な学校教育が以後展開されるようになるが「教基法」第一条に「心身ともに健康な国民の育成」と教育の目的を定め「健康」が教育の前面に打ち出された。

従って「学教法」第78条、幼稚園の教育目標にも「健康安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体的諸機能の調和的発達を図ること」第18条小学校教育目標に「健康安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い心身の調和的発達を図ること」とあり中学校、高等学校は各々小学校中学校の基礎の上に立つようになっており、すべての学校教育の目標に「安全」が明確に位置づけられ一貫した系統的な教育が行なわれるようになる。

(2) 教育法規にあらわれた安全教育

昭和22年「学習指導要領一般編」(試案)が出されたが、その中で教育の一般目標として、「個人生活については健康を保ちかつ進めるための進歩した生活習慣と態度の育成そのために必要な思考、知識を持ち公衆衛生についての理解と態度を持つこと」を掲げ「健康」の問題が教育上重要な意味をもつようになる。

つづいて「学校体育指導要綱」が出され、体育の内容は運動と衛生であることを明確にし、小学校の「衛生教材8」では「傷害の防止」「同9」で

は、「傷害の防止」「看護法及び救急処置」中学校では「同8」に「看護法及び救急処置」を内容としているが、これが今日の安全教育(学習)の始まりであるともいえる。

24年「新制中学校の教科と時間数」の通達で体育科は保健体育科とし健康教育に関しては年間70時間保健体育の時間をあてるようにされた。同一年「中等学校保健計画実施要領」(試案)が25年「小学校保健計画実施要領」が発刊され保健学習はこの保健計画に基づいて実施されるようになるがこれにあたって学校に学校保健主事を置くことと「教育委員会法」の改正により学校保健計画の指導監督はその責任を教育委員会に置くようになった。

この要領は、学校環境、学校生活、学校保健事業、健康教育の分野を総合した計画であるが、「安全」の問題をも取り上げていることが一つの特色である。

即ち、

- (イ) 健康に適した学校環境は、児童がその中で学習生活を行なうことによって、その心身の安全、その他三つの目的を達することの出来る環境であるとし、校舎の安全及び火災防止などを学校設備の考慮すべき事項であること。
- (ロ) 学校保健事業のなかに伝染病の隔離安全と救急を事業内容としてあげていること。
- (ハ) 健康教育の内容として安全と救急処置、生命の尊重についての認識、安全生活の必要性についての理解、事故の種類や防止の方法についての理解、救急法についての理解と方法の習得、安全についての法令の理解と遵守する態度を目標とし交通事故、家庭生活での事故、学校生活での事故、職業上の事故と予防、各種の傷病とその手当などを内容として指導すべきこと。
- (ニ) 校長、学校保健主事、養護教諭、学校医学校医科医、一般教師など関係職員による保健計画による職務として安全管理をあげていること、

など安全教育の基礎を築いたといえる。

昭和26年「学習指導要領一般編」(試案)が改正されたが、安全の問題は表面には出ず健康に含まれて考えられた。

教育の一般目標として「個人生活」の一項として「健康で明るく楽しい生活をつくり上げるのに必要な態度や習慣を養い自分や他人の健康を守る」「家庭生活及び社会生活」の一項としては「他人の健康と自己の健康とは影響しあうことを理解し公衆の健康を考えて行動する」とあり「安全」という言葉は目標に出てこない。

しかし、「各教科の発展的系統」の小学校体育科中高等学校の保健体育科のところには「教科としては健康の保持増進につとめ病気や危害から自己や他人を安全に守り精神的にも健全明朗でかつ好ましい社会的態度やレクリエーション活動の基礎を身につけること」を目標として定めているように安全に関する指導及び教科は保健体育科としている。又内容的なものをみると小学校における健康の問題は、身体の清潔、休養摩擦、姿勢、傷害防止、病気や危害の理解健康のための社会施設等があげられる。中学校では小学校での健康習慣の上にならって与えられた環境への適応のための自己調整、高等学校では更にそれらの一層深い理解と実践となっており、小学校における経験をやがて社会生活、国家的なものへ健康安全を発展的に指導することが望ましいと考えられた。

安全教育の進展はこれより後31年の「中学校保健体育科のうち保健の学習の指導について」の通達に見ることが出来る。

即ち保健の目標として「自己や他人の健康安全について基礎的に理解させ、……病気やけがとその予防について理解し、病気やけがの予防や救急処置に必要な保健活動を行なう態度能力技能を養う」とあり、安全という言葉が用いられるようになった。又内容としては

- (イ) 家庭や地域社会における安全と美化。
- (ロ) 生活における安全の重要生。
- (ハ) 事故や災害とその予防
- (ニ) 日常生活の安全。

(ホ) けがや急生中毒と救急処置。

(ヘ) 急性伝染病とその予防。

とありかなり具体的詳細にその内容をあげている。同年の「高等学校学習指導要領保健体育科編」(改訂)においてもこれを反映して、

保健体育科の目標の一つに

「中学校の保健学習の基礎の上に立ち個人及び集団の健康安全について系統だてて理解し人間の生命の尊厳性ならびに健康の重要性について認識を深める」とあり、小学校から一高等学校にまで教育上安全の問題が必要欠くべからざるものであるとしていることに前進がみられる。

特に高等学校では、生命尊重を重視し、内容として、

(イ) 高等学校生徒の災害、事故傷害、中毒の性質と原因。

(ロ) 傷害、中毒等の後遺症とその医学的処置。

(ハ) 救急処置の理論と応用。

(ニ) 安全管理の意義と必要。

(ホ) 労働と安全。

(ヘ) 労働災害の原因対策安全管理。

等を指導するようになっている。

一方安全管理に関しては昭和24年、「小学校経営の手引」が文部省から出されたが、その中で健康的な学習環境、健康奉仕、健康指導等の問題として、

- ① 運動場は児童が活発に運動できるように危険物をとりのぞくべきこと。
- ② 養護事務担当者は伝染病の予防、不安全な環境の改善突発事故に対する必要な措置をとることなどの活動を任とすること。
- ③ 突然起った病気やけがに対し応急の手当ができるように救急箱を用意すること。
- ④ こどもの校外生活指導上、道路における危険防止その他の安全をはかること。

⑤ 校長の任として校舎その他の管理。

等、管理の面から児童の安全を図ろうとしている。

25年には中学校、高等学校に関して「管理の手引」が刊行され、生徒の健康と安全は学校にとって基本的なものであるとし、

- ① 校長は生徒のための健康的な学校環境の創造と健康の奉仕と健康教育を含む健康保安計画を作成する責任があるもので、このため火災、嵐、地震あるいは学校の設備に何か急な危険が起った場合に職員が生徒の安全と福祉とに世話が出来るようなきまった計画を定めておき、また訓練をする必要があるものについては、生徒がいつでも訓練されていることが保証されていなくてはならない。
- ② 学校施設の管理について建物管理の職にある者は校長の直接の監督下に建物についてのすべての危険箇所をを除去することにあたるが、それには弱い床板、凸凹の床、破損した窓、突き出た釘、廊下に振動する扉などに注意し非常火災避難装置消火装置の点検と手入れを実施し、職員生徒に対し火災、台風地震の場合にとるべき態度を指導し、プールには柵を設け巡視を行なうこと。

と校長に「安全管理」に対し重い責任を持たせている、又生徒も管理に参加することが効果的であるとし、

- ① 生徒の廊下通行の調整。
- ② 自動車など交通上の危険防止。
- ③ 防火運動、防火訓練。
- ④ 美化運動。
- ⑤ 衛生改善。
- ⑥ 休み時間の運動場における生徒の秩序ある活動。
- ⑦ 校内交通規則の制定。

等を特別教育活動を通し生徒の自治的活動を強調している。

昭和33年小学校、中学校の「学習指導要領」が改定されたが、小学校体育における目標においては、「健康安全に留意して運動を行なう態度や能力を養い、さらに保健の初歩的知識を理解させ、健康な生活を営む態度や

能力を育てる」という一項があり運動との関連で安全についての能力を養うこととされている、更に学年目標をみると、1年、2年「運動と関連した健康安全についてのきまりを守る態度や習慣を養う」

3年、4年「健康安全に注意して運動を行う態度や習慣を養う」

5年「日常生活における運動の行い方や心得を理解させ、学校や家庭における運動や遊びを健全に豊かにする態度や能力を養う」「自己のからだの発達や健康状態について関心をもたせるとともに身近な日常生活における健康安全についての初歩的な理解をもたせる」

6年「日常かかりやすい病気やけがの予防簡単な処置について理解させ、健康安全な生活ができる態度を養う」とあり、安全に関しての体育科が指導する内容としては、種々の運動に対する安全の他に、知識として、傷害の防止、交通事故、けがの手当等を取り扱うこととしている。

中学校保健体育科では目標を「個人生活や社会生活における健康安全について理解させ、自己や他人を病気や傷害から守り、心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う」とあり、学年目標としては「健康安全に注意して運動を行う態度や能力を養う」「傷害とその防止について理解させ、傷害の防止や救急処置に必要な態度、能力及び技能を養う」「環境の衛生について理解させ、これに基づいて適切な環境の衛生的な処置を行う態度、能力及び技能を養う」等があげられるがその内容として運動に対する安全、練習と傷害、傷害の防止、事故災害とその防止、救急処置、環境の衛生検査処理等を取り扱っている。

昭和35年における「高等学校学習指導要領」では保健体育の目標の一項に「社会生活における望ましい行動のしかたを身につける」「健康な身体精神と健康障害の基礎的事項についての科学的理解…。」「労働についての保健の立場からの理解…。」とし、その内容として運動の安全、用具施設の安全、労働と健康安全、労働疾病、労働災害、災害防止等を取り扱っている。

昭和39年の「幼稚園教育要領」における領域の内容として、

- ① 安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

- (イ) けがをしないように気をつける。
- (ロ) 安全に気をつけて遊具や、用具を使う。
- (ハ) 危険なものに近寄ったり、危険な場所で遊んだりしない。
- (ニ) 交通の規則を守る。
- (ホ) 災害など非常のときに先生のさしずに従って行動する。

と安全に対する初歩的基礎を養うことが幼稚園教育の重要な一つとされており、指導上の留意事項としても、「安全に関する指導にあたっては、家庭や地域社会の人々と協力して幼児を危険や災害から守り、特に登降園の途上における安全を確保するようにすること。また幼児が機敏に自分の身体を統御できるようにし危険な場所や事物などをわからせ、安全についての理解を深め、さらに進んで交通安全の規則を守る習慣を身につけるようにするとともに、生命の尊さに気づくようにすること。尙災害防止のための訓練なども行なうようにすること。とあるように幼児に対する安全教育の必要性を認めている。

これは、Dietrich, H・F が「子供は6～7才までに、日常経験する危険に対処する能力の大部分は完成する」と述べていることから重要な時期と考えねばならない。

一方、身体障害者に対する昭和39年「盲学校学習指導要領小学部編」「聾学校学習指導要領小学部編、中学部、中高高等部編」を見ると教育目標のうち、「障害に起因する危険を予防し、これに対処できる能力と態度を養うこと」とあり、特に各々の障害による危険防止が重要な目標として取りあげられ安全に対する配慮がなされている。

昭和33年には「学校保健法」「同施行令」「同施行規則」が出され学校の保健管理特に環境衛生の維持改善という面から新たに学徒の健康、安全を法的に整備されるようになった。(詳細は(2)に)

又伝染病や食中毒、その他事故対策に関しては文部省から通達、手引等が刊行され

関係通達一覧

昭和30年8月 交通事故防止について

昭和37年5月	交通事故防止について
41年6月	交通事故防止について
12月	交通事故防止について
12月	交通事故防止について
43年12月	集団登下校の実施について
44年8月	交通事故防止について
30年7月	夏季休暇中における児童生徒の生活指導について
28年5月	修学旅行遠足時における伝染病，集団中毒の防止について
28年7月	小学校中学校および高等学校の修学旅行について
30年4月	小学校中学校および高等学校の修学旅行について
30年5月	修学旅行について
30年9月	小学校中学校および高等学校の修学旅行について
34年4月	修学旅行遠足の実施について
36年6月	バスによる修学旅行における事故の防止について
37年5月	小学校における大都市への遠足の抑制について
43年6月	修学旅行等における事故防止について
43年10月	小学校中学校高等学校等の遠足修学旅行について
30年8月	児童生徒の水泳に関する事故防止について
31年7月	夏季休暇中の児童，生徒の水泳登山等における事故防止について
32年5月	中学校高等学校における運動部の指導について
33年12月	冬期におけるスキー，スケート，登山等の事故防止について
34年6月	水泳，登山等の野外活動における事故防止について
35年6月	水泳，登山等の野外活動における事故防止について
38年7月	水泳，登山の事故防止について
40年6月	水泳，登山等の野外活動における事故防止について
41年8月	水泳の事故防止について

昭和44年6月	水泳等における事故の防止について
45年6月	水泳等における事故の防止について
44年4月	連休登山の事故防止について
45年6月	児童、生徒の体育活動による事故の防止等について
47年12月	冬山登山の事故防止について
47年3月	小学校安全指導の手びき(抄)
46年11月	冬山登山の事故防止について
31年6月	中学校および高等学校における自動車運転練習の事故防止について
46年6月	水泳等における事故の防止について

学校内外での生徒の生命を確保することに教育界はもちろんあらゆる分野から注目されその必要性を認識するようになったが種々な事故災害の発生や事故の特殊事情(事故の内容及び質的变化)は、複雑な社会状況とともに安全の領域が今後益々広がり容易でないことに意を用いなければならない

更に「安全」に関する一大発展は、昭和34年学校管理下における児童生徒の災害救済としてつくられた、「日本学校安全会法」の制定である。

学校における児童生徒の負傷病気に対して、学校では応急の処置を行なっているが、救急処置以後のことに対する救済の制度も予算措置もとられていなかった。この状態に対し学校での事故災害が学校教育上の効果に支障をきたすことのないようにしようとして発足するが、そもそものきっかけは昭和30年鳥根県に全県的な児童生徒傷害補償組合が設立されその事業として

- ① 児童生徒の傷害補償のための審査及び補償金の給付。
- ② 国及び県に対するこの制度の法制化の促進。

を主としたが、このような事業体が全国的に広まり「日本学校安全会法」の公布の後34年「文部省設置法」が改正され体育局が学校安全(安全教育、安全管理)の向上と災害共済給付の普及充実に関する責任をとることとなり(文部省設置法第11条)文部省が中心となってその設立の準備を進め、35年「日本学校安全会法の施行期日を定める政令」「日本学校安全会法施

行令」「日本学校安全会登記令」の政令を公布しその協力機関として学校安全の普及充実と災害共済給付の実施を業務とする「日本学校安全会」が生まれた。

従って「学校安全」という言葉は、34年にはじめて法令上用いられ「学校安全」の法制上の内容は「学校における安全教育」と「学校における安全管理」という二つの領域に定められた。日本学校安全会の目的は「安全会法」第一条に定められている通り、

「学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における、児童生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関して必要な給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とする」でありその主たる業務は

- ① 学校安全の普及充実に関すること
- ② 義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害に対する医療費、
廃疾見舞金及び死亡見舞金の支給

となっている。

以上の様に学校における安全の問題は古くからとりあげられているが、教育の重要な一面として又、国民の関心がむけられるようになったのはなんとといっても戦後の教育特に民主教育の基盤である「人間の生命の尊厳」が安全教育の求める「生命の保存(維持、発展)」という理念と一致している点にあり、同時に社会問題、社会的背景として、児童生徒の事故災害の増加という事実によって要請されたといっていいただろう。

それは昭和41年「交通事故防止について」の通達昭和42年文部省から刊行された、「交通安全指導の手引」にもみられるように、交通安全指導は、各教科、道徳特別教育活動、学校行事等における教育活動の全体を通じて行なわれること、とされ、安全に関する指導は教育課程全体の関連又地域社会、家庭との協力で行なわれなければならないことを示している。

更に時代の進展に伴なって将来の展望をも含め教育課程審議会の答申の趣旨を具体的に生かすため学習内容の充実と現代化を図り昭和43年、小学校学習指導要領」の改訂(46年実施)44年中学校改訂(47年実施)45年高

等学校改訂(48年実施)になるに至った。

小学校における改訂の基本方針は

- ① 小学校の教育は人間形成における基礎的な能力の伸長を図り、国民育成の基礎を養うものであることを基本理念とする。
- ② 望ましい人間形成のうえから、調和と統一のある教育課程の実現を図る。即ち基本的な知識や技能を習得させるとともに、健康や体力の増進を図り正しい判断力や創造性豊かな情操や強い意志の素地を養い、さらには国家社会についての正しい理解と愛情を育てる。

とし、その編成運営にあたっては、時代の進展に応ずるものとなっているが、特に総則の第3に体育をあげ

「健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、体育に関する指導については学校教育活動全体を通じて適切に行うものとする——。」

とあるように「安全」を体育に明確に位置づけるとともに、安全の指導の一般方針として、各教科、道徳、特別活動等の教育活動の全体を通して行なわれるよう計画されねばならない。との関連をはかっている。

中学校における基本方針は、

- ① 道徳教育の徹底。
- ② 情操の陶冶、身体健康、安全指導の充実。
- ③ 生徒の進路特性に応ずる教育、等あるように健康、安全の教育を重視し総則第3の体育も、小学校と同じように「健康で安全な生活」を強調している。

安全指導の留意として

- ① 各教科、道徳、特別教育活動、学校行事の各領域にわたって学校の内外を通じて実践できるようにする。
- ② 学校運営全体の組織の中で実践できるようにする。
- ③ 児童、生徒の発達段階に応じて自発的、協力的な学校参加ができるようにする。
- ④ 児童生徒の安全を保持するために安全管理を充分行なうようにす

る。

(イ) 学校環境の整備

採光，照明，換気，保温等の注意

老朽腐朽箇所の修理

(ロ) 学校内外の生活の安全化を図る。

登下校時の注意

休憩時間，始業前，放課後の指導

運動場機械器具薬品等の点検

学習時間の衛生的配慮

特別教育活動や学校行事等の事故防止

長期休暇中の生活指導

遠足修学旅行等の事故防止

予防接種の実施

避難訓練の実施

等をあげ、より生徒の安全に関する積極的自主的な実践化を図ろうとしている。

高等学校に於ける「要領」は、社会の多様化に伴ない地域や学校の実態の特色を生かしながら生徒の能力適性進路に応じた教育を編成することを基本方針とし知育、徳育、体育の調和を図り、全人的教育の必要性から「総則、第2節第4款」に示された体育の内容に、健康、安全に関する指導が位置づけられている。

「健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るための指導は教育活動全体を通じて行なう必要があること、特に高等学校生徒の体格や体力の現状等から体力の向上については、教科時間はもちろん各教科以外の教育活動においてもじゅうぶん配慮しなければならない」としており、特に保健の内容の構成はこれと相まって、生活に密着する内容をもっており、同時に現代生活を反映させ、

① 性に関する内容の充実

② 交通事故に関する内容の付加

- ③ 公害に関する保健的観点からの内容の付加
- ④ 過密都市、へき地などにおける健康阻害の問題等を新しく内容として加えている。

しかし特に注目しなければならない点は、小学校から高等学校にわたって教育課程の再編成による三領域のうち「特別活動」の中に、安全に関する指導が明確に位置づけられた点にあるであろう。

即ち小学校にあっては児童活動、学校行事、学級指導のなかに安全指導、安全指導的行事(安全指導、避難訓練その他)実施し児童の心身の健康安全の維持発展を図ろうとしている、同様中学校においても、学級指導のなかで健康、安全に関する内容を内容とし、安全な行動の習慣化を図ろうとし、学校行事に保健安全的行事を内容とし、生徒が保健安全を理解し安全な行動が体得できうるような活動にすることとしている。

高等学校においては特別教育活動のうちホームルームの内容として「自他の生命の安全と健康の増進について理解する」学校行事の内容として保健体育的行事があり、生徒が自己の心身の発達健康の保持などについて理解を深めるとともに安全な行動が体得できうるような活動にすること。又、行事一般について、健康安全などを考慮し、特に生徒に負担過重にならないようにすることを留意点としてあげている。

このように安全教育は各領域を通じて行なうが「学習指導要領」に示されている目標内容は小学校の目標は

- ① 児童の日常身近な生活に基づく事項によって健康安全に関する初歩的な態度、能力習慣を養う、
- ② 健康安全の教育は教育活動全体を通して行う。

そのうち体育では

- ① 健康安全に留意して運動を行なう態度や能力を養う。
- ② 健康の保持増進について初歩的知識を習得させる。
- ③ 健康で安全な生活を営むための必要な能力と態度を養う。

があげられる

内容としては

社 会 → 道路交通の状況，危険な場所と全施設，交通機関，工場の安全，警察官，消防官の役目，活動，地域社会の災害に対する協力体制，公害の防除。

家 庭 → 施備用具機械の取り扱いの安全の保持。

体 育 → けがの種類とその防止についての理解。

道 徳 → 生命の尊重，健康の増進と安全の保持日常生活の行動様式として。

特別活動 → 学校行事における安全指導避難訓練，学級指導を通しての児童の心身の健康安全の保持増進健全な生活態度の育成。

中学校の目標は

- ① 小学校の教育の基礎の上になって，個人生活及び社会生活における健康，安全について理解し必要な態度，能力，習慣の育成。
- ② 健康安全の教育は教育活動全体を通じ発展的系統的に行う。
- ③ 生徒の積極的協力的な学校参加によって，学校内外の事故防止につとめる。

特に保健体育の目標として

- ① 個人生活や社会生活における健康安全について理解させ，自己や他人を病気や傷害から守り心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。

内容として

理 科 → 実験観察，野外調査などにおける事故防止。

保健体育 → 各種の運動の実践にあたって健康安全に注意して行なう態度能力を養う保健の学習として「傷害の防止」について指導する。

家庭技術 → 生活に必要な施設設備等の基礎的技術を習得し事故を防止し安全を重んじる。

農 業 → 実習を通し作業規律を励行し農具の取り扱いに慣れ清潔安全に留意し事故防止につとめる。

工 業 → 常に危険の防止に留意し，安全に関する意織の高揚に努め

る。

水産 → 常に危険の防止に留意し、安全に関する意識の高揚に努める。

道徳 → 基本的行動様式の内容として生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。

特別教育活動 → 生徒会活動において交通整理など健康、安全に関する活動を行う、学級活動においても安全について指導する。

学校行事 → 計画にあたって生徒の負担に陥ることのないよう、その健康安全について特に留意する。

高等学校の目標では

- ① 中学校の基礎の上にならって、個人生活および社会生活における健康、安全について必要な技能、態度、能力、習慣を養う。
- ② 選択教科における健康、安全の指導にじゅうぶん留意する。
- ③ 特別教育活動および学校行事における生活の協力的参加を進め、事故の防止に留意する。

特に保健体育では

- ① 練習計画をたて、互いに協力して安全に運動を行なう能力や態度を養う。

内容として

理科 → 実験、観察などの指導においては、中毒爆発、火災などの事故防止に努める。

保健体育 → 用具の整備点検を行ない、生活の能力及び技能の発達段階に応じ、特に安全に留意する。

保健の学習では「労働と安全、健康」について指導する。

家庭 → 実習にあたっては、器具及び火気の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

農業 → 常に災害の防止に努め、安全と衛生に留意する。

工業 → 規律正しい習慣と慎重な態度を身につけ災害防止に努める。

水 産→機械の取り扱い方に注意し、災害の予防に努める。

特別教育活動及び学校行事→ホームルームを通し、安全の問題を取り扱う。

以上要点を述べたが現代の社会生活特に科学の進歩による近代機械文明による、環境の変化、現代の文化生活がもたらす、日常生活における、交通事故や公害問題はわれわれの生命に様々な危険となってあらわれ更に事故災害が日毎に増大しているため、災害の防止安全対策として安全教育が学校教育においても重要なものであり、教育における学徒の生命の確保は、前提条件と考えなければならない、同時に安全教育の必要性は人間の幸福の基礎である、健康な安全な生活を営むための人間尊重、生命尊重を基本的理念とする民主教育の立場からも要請される。自他の生命を尊重し、積極的に健康、安全の維持増進を凶ろうとする能力を児童、生徒に養うことは「生命の尊重を基盤としての人間形成」とする教育の使命でもあるだろう。

ここに、安全教育が学校教育に定着する根拠があると考えられる。

特に戦後の学校教育課程(学習指導要領)における安全教育の取り扱いを表にまとめてみると次のようである。

	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
学校体育指導要項 (昭22年)	体育科衛生 8, 傷害の防止 9, 看護法及救急法	体育科衛生 7, 看護法	
学校保健計画実施 要領 小学校(昭25年) 中学校(昭24年)	関連教科内 第5章 健康教育 9, 安全と救急 処置	保健体育科 第5章 健康教育 11, 救急処置と 安全	中学校と同じ
中学校(昭31年通 達) 高校学習指導要領 (昭31年)	同 上	保健体育科 保健 4, 安全な生活	保健体育科 保健 4, 疾病, 傷害, 中 毒とその治療 及び予防

	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
学習指導要領(改訂) 小学校(昭33年) 中学校(昭33年) 高等学校(昭35年)	体育科 保健 6年の2 傷害の防止	保健体育科 保健 1. 傷害の防止	保健体育科 保健 4. 労働と健康 安全
学習指導要領 小学校(昭43年) 中学校(昭44年) 高等学校(昭45年)	総則第3 体育 体育科 保健 6年の2 けがの種類とそ の防止 特別活動 学級指導, 安全指 導, 学校行事, 安 全指導, 避難訓練 児童活動, 安全委 員会, 安全係	総則第3 体育 保健体育科 保健 3. 生活の安全 特別活動 学級指導, 安全指 導, 学校行事, 安全指 導, 避難訓練 生徒活動 安全クラブ 安全委員会	総則第3 体育 保健体育科 保健 4. 事故災害とそ の防止 教育活動 ホームルーム, 安 全指導 学校行事, 安全指 導 生徒活動, 安全委 員会

Ⅱ 安全教育の根拠

(1) 安全関係法規による根拠

学校における安全教育は「安全指導」と「安全管理」にわけることができが学校教育活動(但し法制上では、昭和34年の「日本学校安全会法」により「学校安全」は「学校における安全教育」と「学校における安全管理」としている。)

全体を通してみると単に教育課程における指導の適切を図るということだけではなく、相互の関連の深いもの、或いは管理の徹底が要求される分野が存在する。

それらに対しては前述の文部省通達、指導書が示しているが、より多くは家庭や地域社会との連絡協力の上で児童生活の事故防止を図らなければならないし、社会全体が事故を防止するために定めた法令等がある。

これら安全を目的として定められた安全法規は当然のことながら学校においても安全基準として適用され重要な安全管理, 安全指導の資料, 教材ともなりうる, 従って, これらの法規に対する理解を通して安全教育の効果을あげる必要がある, この基準を通して学校において安全教育が行なわなければならない根拠を見い出すことが出来うると考える。

これらの主な安全法規をあげるならば,

① 建築基準法(学校施設に関して)

目的 第一条 この法律は建築物の敷地, 構造設備及び用途に関する最低の基準を定めて, 国民の生命, 健康及び財産の保護を図り, もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

② 消防法(学校施設の防火に関して)

目的 第一条 この法律は, 火災を予防し, 警戒し及び鎮圧し, 国民の生命, 身体及び財産を火災から保護するとともに, 火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し, もって安寧秩序を保持し, 社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

③ 自動車損害賠償保障法(通学路における事故防止に関して)

目的 第一条 この法律は, 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより, 被害者の保護を図り, あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

④ 道路交通法(交通安全教育に関して)

目的 第一条 この法律は道路における危険を防止し, その他交通の安全と円滑を図り, 及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

⑤ 道路運送車両法(交通安全教育に関して)

目的 第一条 この法律は道路運送車両に関し, 所有権についての公証を行い, 並びに安全性の確保及び整備についての技術の向上を図り, あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより, 公共の福祉を増進することを目的とする。

⑥ 道路運送法(交通安全教育に関して)

目的 第一条 この法律は道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに道路運送に関する秩序を確立することにより、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

⑦ 踏切道改良法(通学路の事故防止に関して)

目的 第一条 この法律は踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

⑧ 交通安全対策基本法(交通安全教育に関して)

目的 第一条 この法律は、交通の安全に関し国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

⑨ 交通安全施設法(交通安全教育に関して)

目的 第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もって交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

⑩ 海上交通安全法(修学旅行等の事故防止に関して)

目的 第一条 この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

⑪ 船舶安全法(修学旅行等の事故防止に関して)

目的 第一条 日本船舶ハ本法ニ依リ基ソ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ。

⑫ 警 職 法(学校安全管理等に関して)

目的 第一条 この法律は警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

⑬ 毒物、劇物取締法(学校安全管理に関して)

目的 第一条 この法律は毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

⑭ 火薬類取締法(学校安全管理に関して)

目的 第一条 この法律は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

⑮ 銃砲、刀剣類取締法(児童生徒の行動管理に関して)

目的 第一条 この法律は銃砲、刀剣類等の所持に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

⑯ 水 防 法(学校施設の安全管理に関して)

目的 第一条 この法律は洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

⑰ 地すべり法(学校施設の安全管理に関して)

目的 第一条 この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

⑱ 食品衛生法(学校給食等の安全、衛生上に関して)

目的 第一条 この法律は飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

⑩ 公害対策基本法(学校環境衛生管理に関して)

目的 第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

⑪ 大気汚染防止法(学校環境衛生管理に関して)

目的 第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排出に係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

⑫ 騒音規制法(学校環境衛生管理に関して)

目的 第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

⑬ 自然環境保全法(学校環境管理に関して)

目的 第一条 この法律は、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的

とする。

㉓ 悪臭防止法(学校環境衛生管理に関して)

目的 第一条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

㉔ 水質汚濁防止法(学校環境衛生管理に関して)

目的 第一条 この法律は工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

等の法令をあげることができる。

特に学校は多数の幼弱者が集まっており又教育は施設設備を通して行なわれるだけに、これらに関する安全法規の適用を受けるが、教育の目的と目標からみて学校には一般の基準より以上の高い基準が必要であることに留意しなければならない。

ま と め

(1) の稿は、安全教育が展開されるための、背景的な問題を取り上げたのであるが、安全教育への要請は年々増加する傾向のある交通事故による災害に起因しているといつてよい。しかし安全教育が健康教育或いは、保健体育のうち保健との関連の中で展開されてきたのは、安全教育と健康教育がいずれも生命の尊厳性を追求し、生命の維持、増進を図ることを目的とする教育であることの基盤の一致にみることが出来るると同時に、学校教育の使命である「人格形成」における民主教育の基本的理念である「人間の生命の尊重」とも一致し又特に現代生活のもつ生命への保険という多く潜在危険を含んでいる文明社会にあっては、安全を保つための能力を向上させることは教育の最も重要な或いは前提であると考えねばならない。

アメリカでは「一にも健康教育，二にも健康教育，三にも健康教育」といっているように，又，C. E. ターナーが「安全教育は自動車の運転を除けば，ほとんど健康教育の中にある」と述べていることから，人間の幸福の基盤ともいえる「健康と安全」を如何に高めていくかが，安全教育の使命と考えるのである。

従って安全教育は，時代の進歩や社会情勢に合わせ，積極的に学校教育全体の活動を通して実践されなければならない。このことは改訂された「学校指導要領」で示しているが，児童生徒の事故がその多くは特に交通事故は，地域社会の中で発生することからも単に学校にのみ課せられた課題ではない。

このことは N. N. Foote や T. T. Paterson 等が社会学的立場から，事故を「社会環境の中に統合されてきた社会的技術と，その使用方法との間のギャップ（技術先行）とみる」と考えていることから，児童生徒を事故や災害から守り，生命と健康を維持しかつ教育活動の効果を期待するならば，社会生活，日常生活の安全，生産活動における安全の基礎的能力の向上のため，家庭，職場，地域においても広く系統的に行なわれなければならない課題であるだろう。

しかも安全教育は生涯教育といわれるように，人間が生を授けられてから終るまで行なわれなければならない。人間が行動をとるようになった時点で安全教育の出発が，家庭における躰や習慣形成を通して始まる。

Dietrich. H. F が「子供の危険に対処する能力が6才～7才までに大部分完成する」と述べていることから，家庭や学校においていかに大切な課題であるかがわかる。

人間の生活幸福が，健康がそして社会の発展と自然との調和が安全な生活なくして成立しないことを今一度，確認する必要がある，安全な行動をとることのできる能力をもつ人間を育成することの重要性を改めて認識する必要がある。この意味では安全教育が単に事故防止という面だけではなく，Albert. W. Hhitney が「安全ということは，消極面を有することは確かであるが，それとバランスのとれた積極面をも認めなくてはなら

ない。なぜならばあるものから守られなくてはならないとしても、それは、他のあるもののために守られなくてはならないからである」といっているように、個人的にも社会的にも価値のある、そして、安全は人生を創造し開拓していくことのできる人間を形成することである。

このような安全教育の展開の具体的な諸問題は次回に述べてみたい。

追 記

この稿が終わった後5月18日付新聞に、「47年度交通事故の状況および交通安全施策の現況」と「48年度実施する交通安全施策に関する計画」の二つからなるいわゆる「交通白書が5月18日閣議で決められ国会に提出された」との記事を見るが、47年度中の道路交通事故は、発生件数、659,282件、死者15,918人、負傷者数889,198人となり、件数では46年度より、6.2%、死者は2.7%、負傷者6.7%の減少をしているが、事故の発生が幼児と老人に多くなっている事と都市部より農村部に増えていることを指摘していることとマイカーによる事故の発生が増加している点で、今後の交通安全教育のあり方や指導の方向などを示すものと受けとめる必要があるだろう。

又、「幼児交通安全教本」の刊行に基づき交通安全思想の普及を図り、かつ子供の遊び場の整備確保によって幼児の事故防止、安全環境づくりの姿勢がみられる。

これらの施策の推進と完全なる実施によって今後の事故減少を期待したい。

参 考 文 献

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 学校安全災害共済給付関係法規集 | 第一法規 |
| | 編 文部省体育局学校保健課 S. 35 |
| 学校安全実務要覧 1, 2 | 帝国地方行政会 |
| | 編 日本学校安全会 |
| 学校保健法規集1~3 | 編 文部省体育局学校保健課 第一法規 |
| 学校保健総合事典 | 小栗, 黒田他編 帝国地方行政会 |

安全教育事典	柏田, 宮田他編	第一法規
21世紀の安全教育	須藤春一著	帝国地方行政会
新しい安全教育	松岡 弘著	〃
安全教育の科学	大場, 詫間編	第一法規
新 体 育 第40巻第7号		新体育社
学校安全実務必携	荷見, 鈴木著	第一法規
新しい安全指導	波多野, 黒田著	〃
陸上における交通事故	総理府編 S. 45年版	大蔵省
小学校の安全教育	全国安全教育研究会編	東山書房